

## 報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和8年6月9日

三朝町長 松浦弘幸

## 専決第5号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月25日

三朝町長 松浦弘幸

- 1 和解の相手方  
鳥取県
- 2 和解の要旨  
町は、相手方が管理する道路施設等において、交通事故に起因する次の損傷物の原状復旧をするものとする。
  - (1) 破損物  
ガードパイプ
  - (2) 場所等  
三朝町大字三徳地内
  - (3) 復旧費用  
79,200円
- 3 交通事故の概要
  - (1) 交通事故の発生日  
令和8年2月5日
  - (2) 交通事故の発生場所  
三朝町大字三徳地内
  - (3) 交通事故の状況  
町職員が、公務のため公用除雪車により県道から成公民館への入り口を除雪作業をしていたところ、降雪によりガードパイプの位置が確認できず、当該ガードパイプを損傷したものの。

